（鉄道運輸規程の一部改正）

第三条　鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	**第五条**　鉄道営業法第十三条第一項但書ノ準用ニ関シテハ船舶所有者カ船員其ノ他ノ使用人ノ軽過失ニ付其ノ責ニ任セサル旨ノ特約ヲ為シタル場合ニ於ケル商法第七百三十九条ノ適用ヲ妨ケサルモノトス
第五条　（略）	**第六条**　（略）

改正後	改正前
第七条　第十九条、第二十八条乃至第三十四条、第七十三条乃至第七十五条、第七十八条及第七十九条ノ規定ハ鉄道ト通シ運送ヲ為ス場合ニ於ケル軌道、自動車又ハ索道ニ依ル運送ニ之ヲ準用ス	**第七条**　第十九条、第二十八条乃至第三十四条、第五十七条、第七十条、第七十三条乃至第七十五条、第七十八条及第七十九条ノ規定ハ鉄道ト通シ運送ヲ為ス場合ニ於ケル軌道、自動車又ハ索道ニ依ル運送ニ之ヲ準用ス
第二十九条　要償額ノ表示ハ送リ状ヲ提出スル場合ニ於テハ送リ状ニ之ヲ記載シ、送リ状ヲ提出セザル場合ニ於テハ鉄道ノ定ムル要償額申告書ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス	**第二十九条**　要償額ノ表示ハ運送状ヲ提出スル場合ニ於テハ運送状ニ之ヲ記載シ、運送状ヲ提出セザル場合ニ於テハ鉄道ノ定ムル要償額申告書ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
②　（略）	②　（略）
第四十九条　（略）	**第四十九条**　（略）
②　死体ノ託送人ハ送リ状ニ死亡証書ノ写ヲ添附スベシ	②　死体ノ託送人ハ運送状ニ死亡証書ノ写ヲ添附スベシ
第五十条　荷送人ハ貨物ヲ託送スル際送リ状ヲ提出スルコトヲ要ス	**第五十条**　荷送人ハ貨物ヲ託送スル際運送状ヲ提出スルコトヲ要ス
②　送リ状ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス但シ貸切貨車積以外ノ貨物ノ送リ状ニ在リテハ鉄道ノ定ムル所ニ依リ第一号乃至第三号ニ掲グル事項ヲ省略スルコトヲ得	②　運送状ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス但シ貸切貨車積以外ノ貨物ノ運送状ニ在リテハ鉄道ノ定ムル所ニ依リ第一号乃至第三号ニ掲グル事項ヲ省略スルコトヲ得
一～七　（略）	一～七　（略）
（削る）	八　貨物引換証ノ交付ヲ請求スルトキハ其ノ旨
八　（略）	九　（略）
九　送リ状ノ作成地及其ノ作成ノ年月日	十　運送状ノ作成地及其ノ作成ノ年月日
十　（略）	十一　（略）
第五十一条　荷送人ハ送リ状ノ記載ニ付鉄道ニ対シ其ノ責ニ任ズ	**第五十一条**　荷送人ハ運送状ノ記載ニ付鉄道ニ対シ其ノ責ニ任ズ
第五十二条　鉄道ハ荷送人ヨリ貨物ヲ受取リタルトキハ送リ状ニ其ノ受取番号ヲ記入スベシ	**第五十二条**　鉄道ハ荷送人ヨリ貨物ヲ受取リタルトキハ運送状ニ其ノ受取番号ヲ記入スベシ
第五十三条　荷送人ハ送リ状ヲ提出スル際其ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得	**第五十三条**　荷送人ハ運送状ヲ提出スル際其ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
②　（略）	②　（略）
第五十六条　鉄道ハ貨物ノ運送ヲ引受ケタル場合ニ於テ直ニ其ノ運送ヲ為シ得ザルトキト雖モ特約ヲ以テ当該貨物ヲ受取ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ送リ状ニ其ノ特約条項ヲ記載スルコトヲ要ス	**第五十六条**　鉄道ハ貨物ノ運送ヲ引受ケタル場合ニ於テ直ニ其ノ運送ヲ為シ得ザルトキト雖モ特約ヲ以テ当該貨物ヲ受取ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ運送状ニ其ノ特約条項ヲ記載スルコトヲ要ス
②　（略）	②　（略）
第五十七条　削除	**第五十七条**　貨物引換証ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
	一　第五十条第一項第一号乃至第七号、第九号及第十一号ニ掲グル事項
	二　運賃及料金ノ金額
	三　貨物引換証ノ作成地及其ノ作成ノ年月日
第五十九条　貨物ノ品名、重量其ノ他送リ状ノ記載ニ基キ計算シタル運賃ガ正当運賃ニ不足スル場合ニ於テハ鉄道ハ不足額及其ノ十倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得	**第五十九条**　貨物ノ品名、重量其ノ他運送状ノ記載ニ基キ計算シタル運賃ガ正当運賃ニ不足スル場合ニ於テハ鉄道ハ不足額及其ノ十倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得
②・③　（略）	②・③　（略）